

商店街の個人事業主に対する主な税制

【アクション】

【適用可能な税制措置】

平成24年3月28日
第2回生活衛生関係営業活性化のための税制問題WG資料

事業を開始した

- ・小規模共済掛金控除(小規模企業共済契約(廃業や引退に備えた積立金制度)の掛金支出額全額を所得控除。)
- ・事業所税の免税点制度(資産割は事業所床面積1,000m²以下、従業者割は従業者数100人以下の事業所は免税。)
- ・事業所税の減免(非課税:一般公衆浴場(サウナ等は除く。)、資産割の1/2を軽減:ホテル・旅館等の施設の客室・食堂・広間等)

売上を計上した

- ・事業者免税点制度(課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務を免除。)
- ・簡易課税制度(課税売上高5,000万円以下の事業者は売上に係る消費税額の一定割合の額を課税仕入れに係る消費税額として控除。)

家族従業員(専従者)に給与を払った

- ・青色申告者は届出額までは全額必要経費算入。白色申告者は家族従業員1人につき50万円(配偶者は86万円)まで必要経費算入。

従業員を雇用した

- ・雇用促進税制(従業員増加1人当たり20万円を税額控除。)

交際費を支出した

- ・専ら業務の遂行上直接必要と認められるものは全額必要経費算入。(贈賄・賄賂、外国公務員等に不正に供与する金銭等は除く。)

設備等を取得した

- ・中小企業投資促進税制及びグリーン投資税制(取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却。)
- ・少額減価償却資産の即時償却(30万円未満の償却資産を合計300万円まで全額必要経費算入。)
- ・公害防止用設備(クリーニング)に係る措置(取得価額の8%の特別償却。固定資産税の課税標準を1/3に軽減。)
- ・公衆浴場業等の用に供する固定資産に係る措置(固定資産税の税額の2/3相当額を軽減等。)

土地を譲渡した

- ・譲渡所得の特別控除(中小商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、土地の譲渡所得から1,500万円を特別控除。)

利益を計上した

- ・個人事業税の事業主控除(個人事業税の課税標準から290万円を控除。)

損失が生じた

- ・純損失の繰越控除(青色申告者は純損失を翌年以降3年間繰越控除が可能。)
- ・純損失の繰戻還付(青色申告者は前年分の所得に対する税金から還付が受けられる。)

帳簿・決算書を作成した

- ・青色申告特別控除(正規の簿記の原則(複式簿記)に基づいて申告する者に65万円の所得控除。)

相続をした

- ・事業用宅地の課税の特例(面積400m²まで相続税の課税価格を80%減額。)